

全国音楽療法士養成協議会「第8回総会」議事報告

1・日時 平成19年4月26日(木)午後1時～午後3時

2・会場 私学会館(アルカディア市ヶ谷)4階会議室

3・出席者 太田清史氏(札幌大谷大学)、辻昭子氏(青森明の星短大)、金子泰三氏(郡山女子大学短大部)、須賀淳氏(宇都宮短大)、新井幹氏(創造学園大学)、村井満恵氏(聖徳大学)、星野悦子氏(上野学園大学短大部)、中山晶世氏(上野学園大学短大部)、山本伸晴氏(常葉学園短大)、高瀬健一郎氏(常葉学園短大)、大久保功治氏(仁愛女子短大)、大熊紀子氏(大垣女子短大)、本山秀毅氏(大阪音楽大学短大部)、中上善生氏(大阪音楽大学短大部)、日高好一氏(中国短大)、三川美幸氏(中国短大)、坂田正二氏(広島文化短大)、井後勝彦氏(広島文化短大)、田中照通氏(山口芸術短大)、村崎正人氏(徳島文理大学・同短大部)、福岡登氏(四国大学短大部)、佃昌道氏(高松短大)、宇野正寛氏(福岡女子短大)、古賀幹敏氏(活水女子大学)、出田敬三氏(平成音楽大学)、山下忍氏(宮崎女子短大)、西原誠司氏(鹿児島国際大学短大部)各会員校

出席者総数【22校・27名】

議事に先立ち、来賓の浮島とも子参議院議員【代理 廣野光夫 政策秘書】より挨拶があった。

議事概要

1 平成18年度の事業報告について

事務局より、平成18年度に行った本協議会の理事会・委員会等の活動状況について報告があって、これを了承した。

2 平成18年度の決算報告について

事務局より、「平成18年度の収入合計は32,704,816円。また、支出合計は16,713,749円となっている。従って、差し引き残高は15,991,067円となった。この残高は次年度予算へ繰り越すことにしている。」旨決算報告。ついで、佃監事より、「過日、決算及び業務について監査したが、業務及び決算が適正に行われていることを確認した。」旨報告があった後、平成18年度の決算報告について承認された。

3 理事の交替について

事務局より、「柴田泰理事（札幌大谷大学・短期大学部 学長）、赤松二郎理事（大阪音楽大学短期大学部 副学長）、大坪孝雄理事（宮崎女子短期大学 学長）の3理事には、ご退職等の学内事情に伴い、本協議会理事も辞任されることとなった。本日開催された理事会において、『役員選考に関する内規』に基づいて後任の理事を選考した結果、太田清史氏（札幌大谷大学 学長）、本山秀毅氏（大阪音楽大学短期大学部 副学長）、山下忍氏（宮崎女子短期大学 学長）の3氏を、それぞれ理事候補者として選出し、本日の総会に諮ることとなった。なお、新理事の任期は前任者の残任期間となるので、平成20年3月末日となっている。」旨報告。協議の結果、異議なく、太田・本山・山下各氏の理事就任を承認した。

4 平成19年度の事業計画（案）について

事務局より、「平成19年度の事業計画（案）の『最重要課題』では、音楽療法士（1種、2種）の専門的能力についての研究、音楽療法士の養成カリキュラムとガイドラインについての研究、の2項目を新たに加えることとなった。その他は昨年度と同様な課題を掲げている。」旨報告。了承された。

5 平成19年度の予算（案）について

事務局より、「平成19年度の予算案としては、『収入の部』が、会費収入3,980,000円（88万円減）、称号認定料収入9,000,000円（240万円減）、これに、前年度繰入金15,991,067円等を計上して、総収入額合計28,974,067円（5,823,977円減）を計上した。

また、『支出の部』としては、事業費1,780,000円（43.3万円増）、管理費1,040,000円（22.9万円減）、事務経費14,070,000円（45万円増）を計上して、支出合計を16,890,000円（65.6万円増）の予算案をたてた。本年度は、認定称号取得者数の減少に伴う緊縮型の予算案となった。」旨報告。協議の結果、原案通り承認された。

6 音楽療法士（1種、2種）の称号の授与に関する規程の一部改正について

事務局より「平成17年4月に、『音楽療法士（1種、2種）の称号の授与に関する規程』の一部改正を行い、教養関連科目の修得（1種=24単位、2種=12単位）を義務化した。しかしながら、卒業時に授与する音楽療法士（称号）の申告書類には、その様式を定めていなかったため、今回、同称号の授与に関する規程の一部を改正し、卒業時の称号授与

の際にも教養関連科目の取得証明を求めることとなった。その施行期日は、平成20年3月卒業生より適用したいと考えている。」旨報告。協議の結果、異議なく了承された。

7 新内規の制定について

はじめに事務局より左記の通りの説明があった。

音楽療法士（1種、2種）として必要な専門的能力（案）について

音楽療法・音楽教育充実向上委員会（辻昭子委員長・青森明の星短大学長）では、かねてより、本協議会の認定称号（音楽療法士1種、2種）を取得した者が、音楽療法士として医療施設・社会福祉施設等で音楽療法を行う場合に必要とされる知識・技能のあり方について検討を重ねていたが、このほど、『音楽療法士（1種、2種）として必要な専門的能力（案）』として取りまとめた。

その構成は、音楽療法士としての基礎知識、療法のアセスメント（事前調査・準備）、療法実施計画、療法の実践準備、療法の対象別「体験の提供」、療法実施後の計画の見直し、療法実施後の検証・評価、療法の記録、の8項目となっている。

この専門的能力（案）を作成した趣旨としては、音楽療法士が最低限、身に付けておく必要がある知識・技能及び音楽療法を行う上での手順等を具体的に示すことによって、音楽療法関係はもとより広く社会に周知することにある。

音楽療法士（1種、2種）教育課程のガイドライン（案）について

前項で音楽療法士としての専門的能力（案）が明確化されたことから、次の段階として、本協議会の養成カリキュラムの各科目群において、学生が履修する上での重要科目をガイドラインで絞り込み、より専門性のある技能水準の高い音楽療法士の養成を目指すことにしている。

同ガイドライン（案）は、各科目群での到達目標度、主要科目の位置づけ、主要科目別の到達度（シラバス）等を具体的に示すことによって、各養成校の参考に供することにしている。

ついで協議の結果、これを内規とすることを了承し、両案ともに、平成20年4月1日より施行することとなった。

8 音楽療法士の国家資格化問題について

はじめに坂田会長より、「音楽療法推進議員連盟（会長 丹羽雄哉 衆議院議員）では、

平成16年6月、音楽療法士（仮称）法案要綱（案）を取りまとめたが、その直後、日本音楽療法学会メンバーの反対行動があって議連の活動が凍結されることとなった。その後、一時、議連が再開されたものの、依然、日本音楽療法学会内部の合意が得られていない関係で、議連も動いていない。本協議会では、議連加盟の国会議員に対して議連の再開を働きかけるとともに、同学会には内部の取りまとめ（国家資格化への推進）を依頼しているところである。

なお、国家資格化には、音楽療法の関係団体が一体となって行動を行う必要があるので、それぞれ音楽療法団体において見える形で決意表明をするなどして、議連にアピールすることが有効であると思われる。本協議会では、既に音楽療法士の国家資格化への推進を決定しているが、まだ決議を行うまで至っていない。そこで、改めて、議連に対して、音楽療法士の国家資格化の推進を、加盟校の総意を以って要望するようにはどうかと考えている。」旨報告。

協議の結果、次の通り決議するとともに議連に対して「音楽療法士の国家資格制度の創設活動」への再開の要望を行うこととなった。

決議文

「音楽療法推進議員連盟（会長 丹羽雄哉 衆議院議員）」では、平成16年6月に、「音楽療法士（仮称）法案要綱（案）」をお取りまとめいただくなど音楽療法士の国家資格制度の創設に向けて、強いお力添えを賜りましたが、まことに遺憾ながら、推進他団体内の混迷もあって、現在、音楽療法士の法整備までには至っておりません。

全国音楽療法士養成協議会では、加盟校の総意を以って、同議員連盟に対して、引き続き「音楽療法士の国家資格制度」の創設活動を推進していただきたいことを要望する。

なお、本協議会では、音楽療法士の国家資格制度の創設活動に関する「音楽療法推進議員連盟」への全面的な支援・協力を行うことについても、総会出席者の総意をもって併せて決議する。

以上、ここに決議いたします。

平成19年 4月26日

全国音楽療法士養成協議会

会長 坂田 正二

以下 総会出席者一同

ついで事務局より、この「決議文」及び「音楽療法士の国家資格制度の創設について(要望)」の取扱いは、日本音楽療法学会の内部決定(決議)を待って、適当な時期に、両団体が共同して議連に持ち込むようしたいと考えている。」旨報告。了承された。

9 その他

村崎理事(徳島文理大学理事長)より、「例年、本協議会総会終了後、『音楽系短期大学理事長・学長懇談会』を開催しているが、本年度は、日短協総会が5月に開催されることもあって、来る5月14日に開催するよう予定している。同懇談会における主な議事内容は、入学者数及び就職者数の実情報告となっているが、そのメンバーの殆どが協議会メンバーと重複しているで、この協議会で入学状況・就職状況を報告されるのなら、改めて懇談会を開催する必要性が薄れてきていると思われる。また、懇談会の運営は、加盟校が輪番で当番校となっていて行っているので、きめ細かい運営ができないなどの問題がある。従って、同懇談会を発展的解消して、本協議会に事務を付託して行えば、教職員研修会の企画など有意義な活動が展開できるのではないかと考えている。丁度、徳島文理大学短大部が当番校となっているので、5月14日開催の同懇談会には、その旨提案したいと思っているが、同懇談会メンバーとしてのお考えをお聞きしたい。」旨提案があった。

これについて協議の結果、本協議会は、そもそも短大音楽科の振興を図る目的の1つとして、音楽療法を実務音楽分野に取り込み、音楽に携わる新職業に結びつけるとの理由から、同懇談会の議を経て発足したのであるから、短大の音楽教育の振興を図ることでは共通する。従って、音楽系教職員に対する研修の場を設けることは、短大音楽科の振興に繋がることになるので、音楽療法士養成協議会に事務局をおいて各種研修会を企画してもらえれば一番よい旨意見が開陳されたが、同懇談会の構成メンバーには、協議会未加盟の短大もあるので、同懇談会において未加盟短大の意向を拝聴しながら、今後の音楽系短大理事長・学長懇談会のあり方を検討することとなった。

以上 午後3時終了。